

## 特に重要なお知らせ

株式会社SUBARUグループのみなさまへ

# 総合保障プランのご案内

- 団体生命保険…………… 1 ページ ~ 6 ページ
- 生涯設計積立制度…………… 7 ページ ~ 10 ページ
- 医療保険(在職中のみ型) …… 11 ページ
- 長期給与サポート保険…………… 12 ページ
- 医療保険(終身保障型)…………… 13 ページ ~ 30 ページ

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項および特に注意いただきたい事項を記載しています。

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

# 団体生命保険 ご契約の概要について【契約概要】

## 団体定期保険

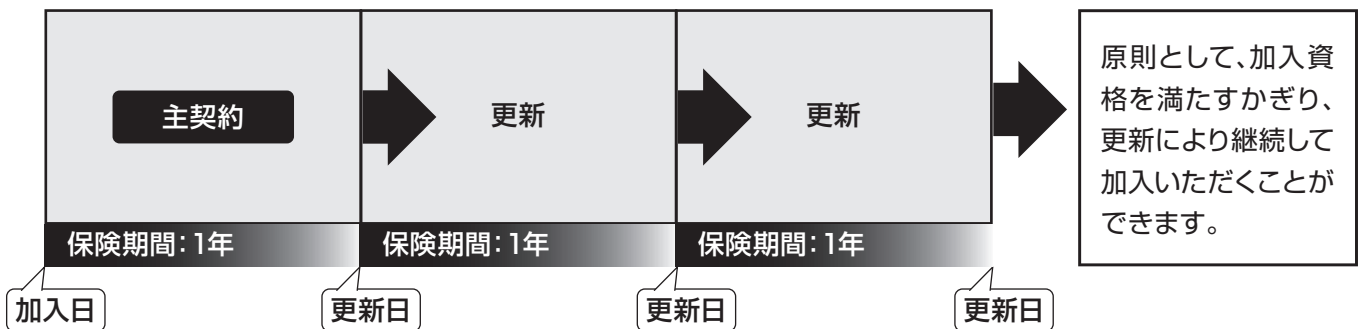
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

### この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることを選択いただくことができます。

#### しくみ図(イメージ)



### 主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

主契約	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。

死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分については、「加入日」を「増額日」と読替えます。

## 保障額と保険料

- 保険料は、毎年更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

## 保険期間

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

## 加入資格

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

## 受取人

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

## 配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。  
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにできない場合があります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

## 脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

## 制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合)は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

## ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会等につきましては、同じくパンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

## 特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】

### 団体定期保険

この「注意喚起情報」は、ご加入(\*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

#### クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(\*)のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

#### 告知に関する重要事項

##### 告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方で本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)  
傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(\*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用ウェブサイトまたは指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

##### 正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(\*)を解除させていただきます。保険金をお支払いできないことがあります。

##### 告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきます。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

#### 責任開始期

- 引受保険会社にご加入(\*)を承諾した場合、所定の加入日(\*)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。(更新できません。)  
※所定の加入日(\*)については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(\*)を承諾する権限がありません。

#### 保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

##### 【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
  - ・加入日(\*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
  - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
  - ・戦争その他の変乱によるとき

##### 【高度障がい保険金】

- 原因となる傷病が加入日(\*)前に生じている場合

##### 【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

※詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

## この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

## 制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

## 生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。  
ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

## ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会等につきましては、同じくパンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

# 正しく告知いただくために

## 団体定期保険

- ◆生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ◆この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

### 1.健康状態等について、被保険者ご本人があらのままを告知してください。(告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といえます。この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、web申込画面または「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分にご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

### 2.生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことになりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された画面または書面(web申込画面または「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

### 3.傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「6.web申込画面または『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

### 4.告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、web申込画面または「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。(\*)
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。(ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)

(\*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知することを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

### 5.後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

## 6.web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

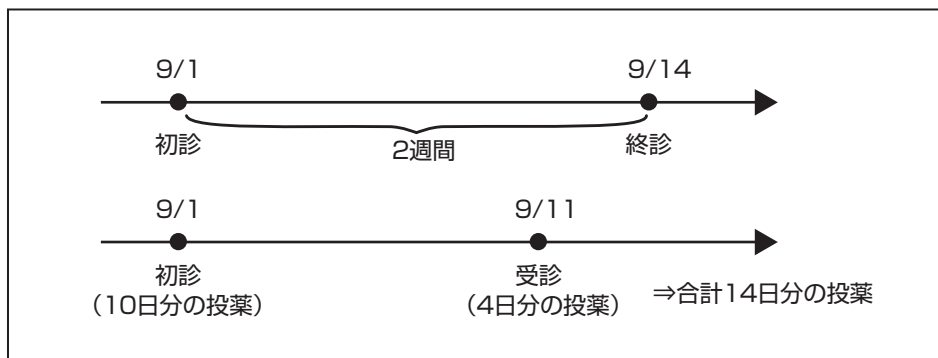
- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、およびweb申込画面または「申込書兼告知書」の裏面(※)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。  
(※)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
- 主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、web申込画面または「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を入力(記入)のうえ、お申込みください。
- お申込みいただく際には、加入勤奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認ください、告知内容が事実と相違ないことを確認のうえ、お申込みください。
- web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

### 《質問事項》

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限\*1を受けていますか。(配偶者・子どもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬\*2を受けたことがありますか。)
2. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり\*3、医師の治療・投薬\*2を受けたことがありますか。

### <補足説明>

- \*1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- \*2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。  
(注) 一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- \*3 「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。



- (注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。
- ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
  - ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
  - ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
  - ・妊娠(正常)による入院

- (注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口からお取寄せいただき、ご提出ください。お申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、お申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。
- 「被保険者の告知書」をご提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(「申込書兼告知書」にてお申込みされる場合、「申込書兼告知書」にお申込内容をご記入いただき、「申込印(告知印)」を押印のうえ、ご提出ください。)

- web申込画面または「申込書兼告知書」等への入力(記入)の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- web申込画面または「申込書兼告知書」を入力(ご提出)された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

# 生涯設計積立制度 ご契約の概要について【契約概要】

## 拠出型企業年金保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」に記載の給付内容等は、概要を示しています。

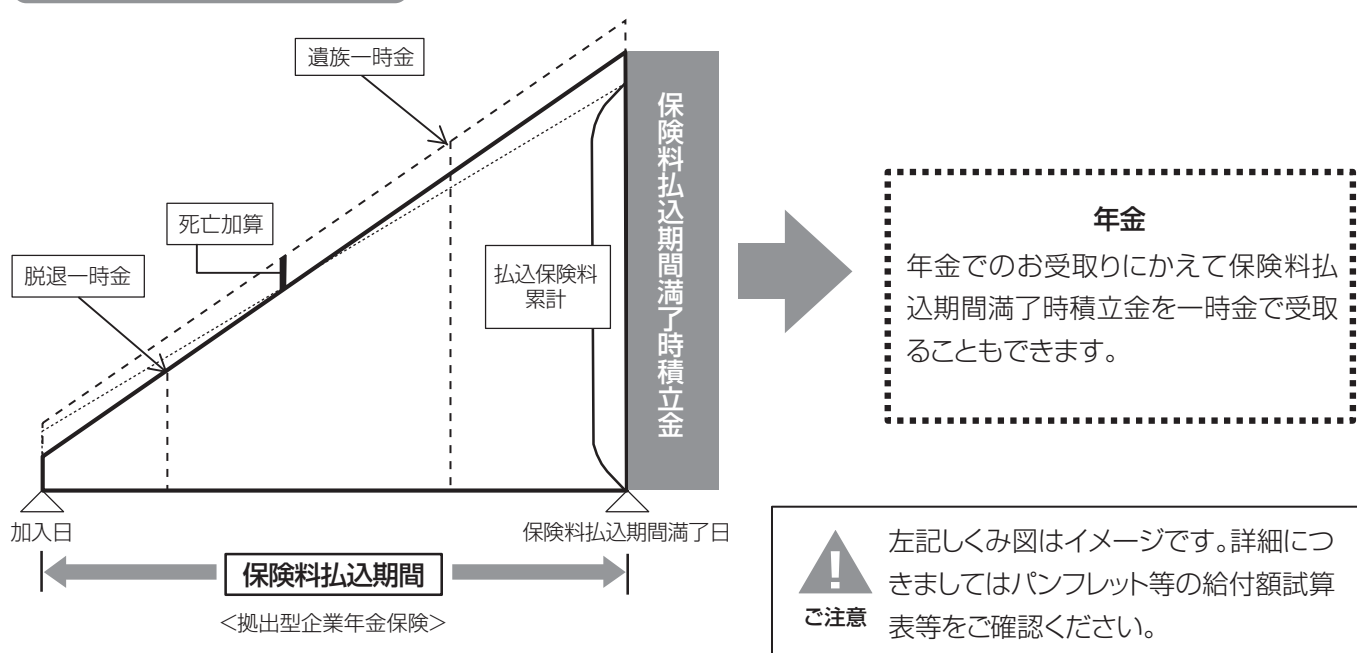
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」等をご参照ください。

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

### この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。

### しくみ図(イメージ)



### 加入資格

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

### 保険料

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。



## 給付内容

### 【保険料払込期間満了後の給付内容】

- 次の種類の年金をご加入者(被保険者)にお支払いします。年金種類が複数ある場合、いずれか1つを選択いただけます。  
10年確定年金、15年確定年金
- 年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

### 【保険料払込期間中の給付内容】

- ご加入者(被保険者)が脱退されたとき、脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者(被保険者)にお支払いします。
- ご加入者(被保険者)が死亡されたとき、死亡時点の積立金額に所定の金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

## 受取人

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

## 配当金

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

## 制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約が共同取扱契約の場合(この拠出型企業年金保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

## ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会等につきましては、同じくパンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

## 特に注意いただきたい事項について 【注意喚起情報】

### 拠出型企業年金保険

この「注意喚起情報」は、ご加入または保険料の増額のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、給付内容等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」等を必ずご参照ください。

(\*)保険料を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

#### クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入または保険料の増額のお申込みにクーリング・オフの適用はありません。

#### 責任開始期

- 引受保険会社にご加入(\*)を承諾した場合、所定の加入日(\*)から保険契約上の責任を負います。ただし、半年払を併用されている場合、半年払保険料部分の責任開始日は所定の加入日(\*)となります。  
※所定の加入日(\*)については、「加入申込書」、またはパンフレット等に記載された「加入(増額)日」です。  
※詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。
- 引受保険会社の職員(営業職員、コールセンター担当者等)・代理店等にはご加入または保険料の増額を承諾する権限がありません。

#### 年金・一時金をお支払いしない場合等

- 次のようなとき、年金・一時金をお支払いできないことやご加入を継続できないことがあります。
- (1)遺族一時金の受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき
    - その受取人が受取ることになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払いせず、ご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。
  - (2)年金の継続受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき
    - 年金の継続受取人が受取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資をご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。
  - (3)この保険契約全体のご加入者数(被保険者数)が15名未満となったとき
    - 引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
  - (4)保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したとき
    - 保険契約者から保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険料の払込みが中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。

- 保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。

#### (5)ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者(被保険者)に詐欺の行為があったとき

- この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分が取消となる場合があります。取消となった場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

#### (6)ご契約後、ご加入後または年金支払事由発生後に以下①～④のこの保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき

- 引受保険会社は、この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。ただし、以下の③の事由にのみ遺族一時金の受取人、年金の継続受取人だけが該当した場合で、複数の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人のうちの一部の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、継続年金・遺族一時金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた継続年金・遺族一時金を除いた額を、他の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人にお支払いします。

#### ◎重大な事由

- ①保険契約者または受取人による年金を詐取る目的または他人に詐取させる目的での事故招致(未遂を含みます。)
- ②この保険契約の年金・一時金の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺(未遂を含みます。)
- ③保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき

- (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること

- (工)反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
- (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由

## 積立金額(脱退一時金額)等

- 積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込保険料累計額を下回ることがあります。
- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

## 基礎率(予定利率・予定死亡率等)の変更

- 引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで基礎率(予定利率・予定死亡率等)を変更することがあります。その結果、将来受取りを開始する年金・一時金が減少することがあります。

## 制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

## 生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 年金・一時金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、この「注意喚起情報」・「契約概要」・パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。年金・一時金のご請求は、団体経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- ご請求に応じて、年金・一時金をお支払いする必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、年金・一時金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合には、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

## ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会等につきましては、同じくパンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。) なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 医療保険(在職中のみ型)

詳しくは下記コード・URLより「重要事項のご説明」「健康状態告知についてのご案内」を読み込み、ご確認ください。

ご確認ください場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

### 重要事項のご説明



GN22D010833

[https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds\\_dsmsad2302.pdf](https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_dsmsad2302.pdf)

### 健康状態告知のご案内



GN18D010873

[https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/hc\\_dsmsadn2008.pdf](https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/hc_dsmsadn2008.pdf)

## 長期給与サポート保険

詳しくは下記コード・URLより「重要事項のご説明」「健康状態告知についてのご案内」を読み込み、ご確認ください。

ご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

### 重要事項のご説明



GN22D010831

[https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds\\_gl2302.pdf](https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_gl2302.pdf)

### 健康状態告知のご案内



GN16D011090

[https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/hc\\_glhann2106.pdf](https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/hc_glhann2106.pdf)

## 契約概要・注意喚起情報

ご契約に関する大切な事項を記載しています。  
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・  
ご了解のうえお申込みください。

### 医療保険(無解約返戻金型)(22) 無配当

医療保険<sup>エース</sup>Aセレクト

#### ▶ 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

#### ▶ 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

#### ▶ 「ご契約のしおり・約款」について

「ご契約のしおり・約款」に関する説明を記載しています。

ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面の記載事項につき被保険者となる方にも必ずご説明ください。

**ご不明な点等がございましたら、お気軽にご連絡ください**

三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンター

**0120-324-386(無料)**

受付時間 ▶ 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00  
(日・祝日・年末年始を除きます)

この保険商品は右記の保障を希望される  
お客さまにおすすめする商品です。

主な保障内容

病気・ケガの保障

ガンなど三大疾病の保障<sup>注</sup>

介護の保障<sup>注</sup>

<sup>注</sup> 特約を付加した場合の保障です。

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に「注意喚起情報」とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- お支払事由や給付に際してのご留意点は、概要や代表事例を示しています。お支払事由や給付に際してのご留意点等の詳細、主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。

## 1 特徴

- 病気やケガによる約款所定の入院・手術等を一生にわたり保障します。

## 2 商品（主契約）のしくみ



<sup>注</sup> 保険料払込期間については、一定期間で保険料のお払込みが満了する「有期払」もご選択いただけます。  
一般的に、保険料払込期間の長いご契約に比べ短いご契約の方が、払込保険料の合計額は少なくなります。  
ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間の短いご契約の方が、払込保険料の合計額が多くなる場合があります。

※具体的にご契約の内容（給付金額、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等）は、「申込書」や「保険設計書」等でご確認ください。

### 3 主契約の保障内容：お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
災害入院給付金 ①	不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に1日以上入院されたとき	入院5日以内 入院給付金日額の5倍 入院6日以上 入院給付金日額×入院日数 〈初期入院10日給付特則を付加した場合〉
疾病入院給付金 ①	病気で1日以上入院されたとき	入院10日以内 入院給付金日額の10倍 入院11日以上 入院給付金日額×入院日数
手術給付金 ②	病気やケガで次のいずれかの手術を受けられたとき ・ 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ・ 約款所定の先進医療に該当する手術	1回につき 入院中の手術 〈手術Ⅰ型〉 入院給付金日額の10倍 〈手術Ⅱ型〉 入院給付金日額の20倍 外来での手術 〈手術Ⅰ・Ⅱ型〉 入院給付金日額の5倍
放射線治療給付金 ③	病気やケガで次のいずれかの放射線治療を受けられたとき ・ 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療 ・ 約款所定の先進医療に該当する放射線照射または温熱療法	1回につき 入院給付金日額の10倍
集中治療給付金 ④	入院給付金がお支払される入院中に約款所定の集中治療室（ICU）管理を受けられたとき	1回につき 入院給付金日額の20倍

※被保険者が死亡されたとき、主契約の解約返戻金と同額を死亡時返戻金としてお支払いします。  
ただし、保険料払込期間中に死亡されたときは死亡時返戻金はありません。

#### ① 災害入院給付金・疾病入院給付金

■ 入院の原因を問わず、災害入院給付金・疾病入院給付金それぞれのお支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、それぞれ継続した1回の入院とみなします。

ただし、災害入院給付金・疾病入院給付金がお支払された最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。

■ 支払限度の型については次の型があります。

支払限度の型		30日型	60日型	120日型	
支払限度日数	災害入院給付金	1回の入院につき	30日	60日	120日
		保険期間を通じて（通算）	1,095日		
	疾病入院給付金	1回の入院につき	30日	60日	120日
		保険期間を通じて（通算）	1,095日		
	〈八大疾病入院無制限給付特則を付加した場合〉	八大疾病 <sup>注</sup> で入院されたとき	1回の入院・通算ともに無制限		

■ 災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複した場合、その重複した期間に対しては、次の順位にしたがい、いずれかの入院給付金をお支払いします。

1 災害入院給付金    2 疾病入院給付金

〈八大疾病入院無制限給付特則を付加した場合〉

1 八大疾病<sup>注</sup>による疾病入院給付金    2 災害入院給付金    3 八大疾病<sup>注</sup>以外の疾病による疾病入院給付金

注 八大疾病とは、約款別表に記載された次の病気で。

ガン、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患・大動脈瘤等、糖尿病、肝疾患、腎疾患、脾疾患



## ②手術給付金

- 手術給付金の型は給付倍率に応じて、手術Ⅰ型または手術Ⅱ型から選択いただけます。
- 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、次の手術は手術給付金のお支払対象外です。
  - ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・抜歯手術
  - ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
  - ・鼻腔粘膜および下甲介粘膜の焼灼術（レーザー等による焼灼術を含みます。）または高周波電気凝固法による鼻甲介切除術
- 医科診療報酬点数表において、「一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術」を複数回受けた場合、その手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術については、手術給付金をお支払いできません。

※該当の手術は医科診療報酬点数表の改定により変更となることがあります。
- 同一の日に複数の手術を受けられた場合、そのうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

## ③放射線治療給付金

- 同一の日に複数の放射線治療を受けられた場合、そのうちいずれか1つの放射線治療についてのみ放射線治療給付金をお支払いします。
- 放射線治療給付金が支払われる放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金をお支払いできません。
- 血液照射（輸血用血液に対する放射線照射）は放射線治療給付金のお支払対象外です。

## ④集中治療給付金

- 約款所定の集中治療室（ICU）管理とは、次の算定対象となる診療行為のことをいいます。
  - ・救命救急入院料 ・特定集中治療室管理料 ・小児特定集中治療室管理料
  - ・新生児特定集中治療室管理料 ・総合周産期特定集中治療室管理料
- 約款所定の集中治療室（ICU）管理に該当しない場合、集中治療給付金のお支払対象外です。

〈例〉 ・ハイケアユニット入院医療管理 ・日本国外での集中治療室管理 等
- 集中治療給付金は1回の入院について1回のお支払いを限度とします。

## 保険料の払込免除について

- 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。
  - ・病気やケガで、約款所定の高度障害状態になられたとき
  - ・不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたとき
- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料の払込を免除することはできません。
  - ・ご契約者または被保険者の故意によるとき
  - ・被保険者の犯罪行為によるとき 等

## 4 特約の保障内容：お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

主契約に付加できる特約を記載しています。ご契約年齢およびご契約の内容によっては付加できない場合もあります。

### 先進医療特約（無解約返戻金型）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
先進医療給付金	病気やケガで約款所定の先進医療による療養を受けられたとき	・先進医療にかかわる技術料 ・約款所定の交通費・宿泊費 （1泊につき1万円を限度）

■先進医療給付金は、保険期間を通じて2,000万円を限度とします。

■先進医療とは、約款別表の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、医療技術ごとに医療機関・適応症等が限定されています。

※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

■医療技術・医療機関・適応症等は随時見直しが行われます。

そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療技術・医療機関・適応症等であっても、その後の見直しにより、治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合、先進医療給付金のお支払対象外となります。

### 入院一時給付特約（無解約返戻金型）（22）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
入院一時給付金	主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院をされたとき	入院一時給付金額

■入院一時給付金のお支払いは、主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる1回の入院につき、1回を限度とします。

■入院の原因を問わず、災害入院給付金または疾病入院給付金それぞれのお支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、それぞれ継続した1回の入院とみなします。

ただし、災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。

■主契約の災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複した場合、入院一時給付金は重複してお支払いできません。

### 三大疾病入院一時給付特約（無解約返戻金型）（18）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
三大疾病入院一時給付金	次のいずれかに該当されたとき ・ガン給付責任開始期 <sup>注1</sup> 以後にガンと診断確定され、そのガンで入院されたとき ・心疾患 <sup>注2</sup> または脳血管疾患で入院されたとき	三大疾病入院一時給付金額

注1 この書面の「ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について」をご覧ください。

注2 心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。

■三大疾病入院一時給付金支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて1年以内に、再度三大疾病入院一時給付金のお支払事由に該当した場合、三大疾病入院一時給付金をお支払いできません。

■三大疾病入院一時給付金支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日に三大疾病により継続入院中の場合、1年を経過した日の翌日に入院を開始されたものとみなします。

■三大疾病以外の病気やケガによる入院中に三大疾病の治療を受けられた場合、その治療を開始した日からその三大疾病の治療を目的として入院したものとして、三大疾病入院一時給付金をお支払いします。

## ガン診断給付特約（無解約返戻金型）（18）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン診断給付金	次のいずれかに該当されたとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガン給付責任開始期<sup>※</sup>以後に初めてガンと診断確定されたとき</li> <li>・ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年経過後にガンによる入院を開始されたとき</li> </ul>	ガン診断給付金額

注 この書面の「ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について」をご覧ください。

- ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合、1年を経過した日の翌日に入院を開始されたものとみなします。
- ガン以外の病気やケガによる入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からガンの治療を目的として入院したものとして、ガン診断給付金をお支払いします。

## ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン治療通院給付金	ガン給付責任開始期 <sup>※</sup> 以後に診断確定されたガンの治療を目的として通院されたとき	ガン治療通院給付金日額×通院日数

注 この書面の「ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について」をご覧ください。

- 通院給付特約（無解約返戻金型）（18）を付加されているご契約には付加できません。

- 次の期間（支払対象期間）中の通院が対象となります。

- ・初めてガンと診断確定された日からその日を含めて5年間
  - ・最終の支払対象期間が満了した日の翌日以後に次のいずれかに該当された日からその日を含めて5年間
    - ガンが再発したと診断確定されたとき
    - ガンが他の臓器に転移したと診断確定されたとき
    - ガンが新たに生じたと診断確定されたとき
    - ガンの治療を目的として入院されたとき
- ※最終の支払対象期間が満了した日の翌日にガンで継続入院中の場合、その日に入院を開始したものとみなします。

- 通院には往診・訪問診療等、医師が治療のために被保険者の居宅等を訪問したときを含みます。

- 次の通院についてはガン治療通院給付金のお支払対象外です。

- ・検査や経過観察のための通院
- ・美容上の処置による通院
- ・治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院
- ・ガンの治療に伴い生じた合併症の治療のための通院 等

- 次の場合については、ガン治療通院給付金は重複してお支払いできません。

- ・1日に2回以上通院された場合
- ・2つ以上のガンの治療のために通院された場合

- 主契約または他の特約から入院給付金が支払われる場合、入院給付金のお支払対象となる日についてはガン治療通院給付金をお支払いできません。

## 抗ガン剤治療給付特約（無解約返戻金型）（18）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
抗ガン剤治療給付金	ガン給付責任開始期 <sup>注1</sup> 以後に診断確定されたガンの治療を目的として抗ガン剤治療を受けられたとき	抗ガン剤治療給付金月額×お支払事由に該当する月の月数

注1 この書面の「ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について」をご覧ください。

■次のいずれかに該当する抗ガン剤治療が対象となります。

- 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、約款所定の抗ガン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される治療
- 約款所定の先進医療による療養
- 約款所定の患者申出療養による療養
- 上記以外に、ガンを適応症として厚生労働大臣により承認されている約款所定の抗ガン剤を用いた治療

■お支払事由に該当する月は、次のいずれかを含む月をいいます。

- ① 注射による投与が医師<sup>注2</sup>により行われた場合：医師<sup>注2</sup>によりその抗ガン剤が投与された日
- ② 経口による投与が行われた場合：医師が作成した処方せんにもとづくその抗ガン剤の投薬期間に属する日のうち、その抗ガン剤を投与すべきとされる日（ただし、被保険者が生存している日に限ります）
- ③ ①②に該当しない場合：医師がその抗ガン剤を処方した日

注2 看護師など医師の医療行為を補助する業務に従事する者を含みます。

■同一の月に2回以上抗ガン剤治療をされた場合は、その月の最初に受けた抗ガン剤治療がお支払対象となります。

■抗ガン剤治療給付金のお支払いは、お支払事由に該当する月を通算して120月を限度とします。

## 女性疾病給付特約（無解約返戻金型）（18）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
女性疾病入院給付金 ①	約款所定の女性疾病で1日以上入院されたとき	入院5日以内 女性疾病入院給付金日額の5倍 入院6日以上 女性疾病入院給付金日額×入院日数 〈主契約に初期入院10日給付特別を付加した場合〉 入院10日以内 女性疾病入院給付金日額の10倍 入院11日以上 女性疾病入院給付金日額×入院日数
女性疾病手術給付金 ②	約款所定の女性疾病で主契約の手術給付金のお支払事由に該当する手術を受けられたとき ただし、女性特定手術給付金が支払われる場合を除きます。	1回につき 入院中の手術 女性疾病入院給付金日額の10倍 外来での手術 女性疾病入院給付金日額の5倍
女性特定手術給付金 ③	次のいずれかの手術を受けられたとき ・ 乳ガンで主契約の手術給付金のお支払事由に該当する約款所定の乳房の観血切除術 ・ 上記の乳房の観血切除術を受けた乳房について、約款所定の乳房再建術 ・ 病气やケガで主契約の手術給付金のお支払事由に該当する約款所定の子宮摘出術または卵巣摘出術	1回につき 女性疾病入院給付金日額の30倍
女性疾病放射線治療給付金 ④	約款所定の女性疾病で、主契約の放射線治療給付金のお支払事由に該当する放射線治療を受けられたとき	1回につき 女性疾病入院給付金日額の10倍

## ①女性疾病入院給付金

- 入院の原因を問わず、お支払事由に該当する入院を2回以上された場合、継続した1回の入院とみなします。ただし、女性疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 支払限度の型は主契約の「支払限度の型」と同一です。

支払限度の型		30日型	60日型	120日型
支払限度日数	女性疾病入院給付金	1回の入院につき 30日	60日	120日
		保険期間を通じて(通算) 無制限		

ただし、主契約に八大疾病入院無制限給付特則を付加している場合は、下表のとおりです。

支払限度の型			30日型	60日型	120日型	
支払限度日数	女性疾病入院給付金	約款所定のガン、慢性リウマチ性心疾患、くも膜下出血、腎疾患 <u>以外</u> の女性疾病で入院されたとき	1回の入院につき 30日	60日	120日	
			保険期間を通じて(通算) 無制限			
		約款所定のガン、慢性リウマチ性心疾患、くも膜下出血、腎疾患で入院されたとき	1回の入院につき	無制限		
			保険期間を通じて(通算) 無制限			

## ②女性疾病手術給付金

- 同一の日に女性疾病手術給付金のお支払事由に該当する複数の手術を受けられた場合、そのうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ女性疾病手術給付金をお支払いします。
- 同一の日に女性疾病手術給付金のお支払事由に該当する手術と女性特定手術給付金のお支払事由に該当する手術を受けられた場合で、女性特定手術給付金をお支払いするときは、その日に受けられた手術に対しては女性疾病手術給付金はお支払いできません。

## ③女性特定手術給付金

- 女性特定手術給付金は保険期間を通じて、次のお支払いを限度とします。
  - ・約款所定の「乳房の観血切除術・乳房再建術」「卵巣摘出術」を受けられた場合は、各乳房・各卵巣につき1回
  - ・約款所定の「子宮摘出術」を受けられた場合は1回
- 同一の日に女性特定手術給付金のお支払事由に該当する複数の手術を受けられた場合、そのうちいずれか1つの手術についてのみ女性特定手術給付金をお支払いします。
 

ただし、女性特定手術給付金の支払限度は、それらすべての手術について女性特定手術給付金が支払われたものとみなします。

## ④女性疾病放射線治療給付金

- 女性疾病放射線治療給付金が支払われる放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、女性疾病放射線治療給付金をお支払いできません。
- 血液照射(輸血用血液に対する放射線照射)は放射線治療給付金のお支払対象外です。

## 通院給付特約（無解約返戻金型）（18）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
通院給付金	主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院をされ、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間（支払対象期間）中に、入院の原因となった病気やケガの治療を目的として通院されたとき	主契約の入院給付金日額×受療日数（支払対象期間内のお支払事由に該当した日数）

■ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）を付加されているご契約には付加できません。

■通院には往診・訪問診療等、医師が治療のために被保険者の居宅等を訪問したときを含みます。

■次の通院については通院給付金のお支払対象外です。

- ・美容上の処置による通院
- ・異常分娩以外の分娩による通院
- ・治療を主たる目的としない診断のための検査による通院
- ・治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院 等

■次の場合については、通院給付金は重複してお支払いできません。

- ・1日に2回以上通院された場合
- ・2つ以上の病気またはケガの治療のために通院された場合

■主契約または他の特約から入院給付金が支払われる場合、入院給付金のお支払対象となる日については通院給付金をお支払いできません。

■通院給付金のお支払いは、1回の入院につき30日、保険期間を通じて1,095日を限度とします。

## 終身介護保障特約（無解約返戻金型）（18）

年金等	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
介護障害年金 ①	病気やケガで次のいずれかに該当されたとき ・公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ・満65歳未満の被保険者について、約款所定の生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき ・約款所定の高度障害状態になられたとき	介護障害年金額
介護障害一時金 ②	第1回の介護障害年金が支払われるとき	介護障害一時金額

〈認知症一時金給付特則を付加した場合〉

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
認知症一時金 ③	次のすべてに該当されたとき ・病気やケガで約款所定の認知症介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき ・第1回の介護障害年金が支払われるとき、または、すでに第1回の介護障害年金が支払われているとき	認知症一時金額

## ①介護障害年金

年金種類	介護障害年金のお受け取りについて
終身年金	お支払回数に限度はありません ・第1回の介護障害年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に、お支払事由に該当している限り、終身にわたって第2回以後の介護障害年金をお受け取りいただけます。
5年確定年金	お支払回数は5回です ・第1回の介護障害年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に、第2回以後の介護障害年金をお受け取りいただけます。

■第1回の介護障害年金のお支払事由に該当した場合、以後のこの特約の保険料のお払込みは不要になります。

## ②介護障害一時金

■介護障害一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

■介護障害一時金の型については次の型があります。

介護障害一時金の型	介護障害一時金の金額
一時金なし型	なし
一時金1倍型	介護障害年金額の1倍
一時金2倍型	介護障害年金額の2倍
一時金4倍型	介護障害年金額の4倍

## ③認知症一時金給付特則

■認知症一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

■認知症一時金をお支払い後、本特約は存続しますが、認知症一時金給付特則は消滅します。

## 保険料払込免除特約 (22)

■次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。

払込免除事由	
ガン	ガン給付責任開始期 <sup>注1</sup> 以後に初めてガンと診断確定されたとき
心疾患 脳血管疾患	心疾患 <sup>注2</sup> または脳血管疾患で入院されたとき

注1 この書面の「ガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)について」をご覧ください。

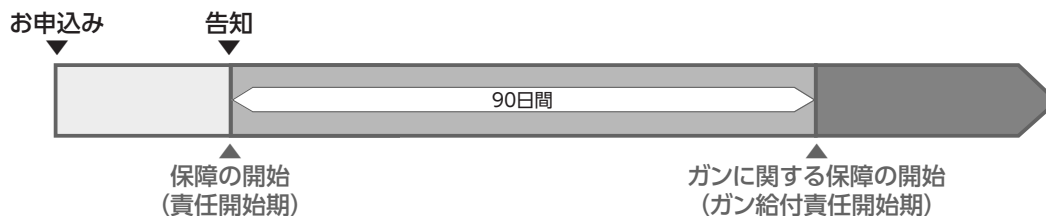
注2 心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。

## 5 ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について

■三大疾病入院一時給付特約（無解約返戻金型）（18）、ガン診断給付特約（無解約返戻金型）（18）、ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）、抗ガン剤治療給付特約（無解約返戻金型）（18）、保険料払込免除特約（22）のガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）は責任開始日<sup>注1</sup><sup>注2</sup>からその日を含めて90日を経過した日の翌日（91日目）からとなります。

注1 三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

注2 保険料の払込方法（経路）が団体扱、準団体扱または集団扱の場合で、団体または集団と三井住友海上あいおい生命が事前に取り決めのうえ、責任開始期に関する特別取扱特約を付加した場合は、その取り決めの日から保険契約上の保障を開始します。この責任開始期の属する日を責任開始日といいます。



## 6 ガンに関する保障の開始前にガンと診断確定されていた場合について

被保険者が告知時以前からガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）までの間にガンと診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、次のとおりお取扱いします。

〈ガン診断給付特約（無解約返戻金型）（18）・ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）・抗ガン剤治療給付特約（無解約返戻金型）（18）の場合〉

特約は無効となり、ガン診断給付金・ガン治療通院給付金・抗ガン剤治療給付金はお支払いできません。

この場合、すでに払い込まれた特約保険料はお戻しします。

※告知前にご契約者または被保険者のいずれかがその事実を知っていたときはすでに払い込まれた特約保険料はお戻ししません。

〈三大疾病入院一時給付特約（無解約返戻金型）（18）の場合〉

心疾患・脳血管疾患に関する保障は継続しますが、ガンに関する保障はなくなりしますので、ガンによる三大疾病入院一時給付金はお支払いできません。

この場合、ガンと診断確定された日からその日を含めて180日以内であれば、ご契約者からのお申出により、特約を無効とし、すでに払い込まれた特約保険料をお戻しすることができます。

〈保険料払込免除特約（22）の場合〉

心疾患・脳血管疾患に関する保障は継続しますが、ガンに関する保障はなくなりしますので、ガンの場合には保険料の払込を免除することはできません。

この場合、ガンと診断確定された日からその日を含めて180日以内であれば、ご契約者からのお申出により、この特約を無効とし、所定の金額<sup>注</sup>をお戻しすることができます。

注 「払い込まれた保険料の金額」から、「払い込まれた保険料について、この特約を付加しない場合の保険料率を適用して計算した金額」を差し引いた金額。

## 7 解約返戻金について

解約返戻金は、次のとおりです。

〈主契約〉

保険料払込期間中に解約された場合は解約返戻金はありません。

ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払込みいただいている場合のみ、解約返戻金（入院給付金日額の10倍）をお受け取りいただけます。

〈特約〉

保険期間を通じて解約返戻金はありません。



## 8 配当金について

主契約・特約とも契約者配当金はありません。

## 9 主契約および特約のお支払いできる場合（お支払事由）の変更について

法令等の改正による公的医療保険制度・公的介護保険制度の改正があった場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て給付金等のお支払事由を公的医療保険制度・公的介護保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、お支払事由を変更する2か月前までにご契約者にご連絡します。

## 10 お問い合わせ先

■生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンター

TEL **0120-324-386**（無料）

受付時間 月～金 9:00～18:00／土 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除きます）

■三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

詳細は「[注意喚起情報](#)」の「[お問い合わせ先](#)」をご覧ください。



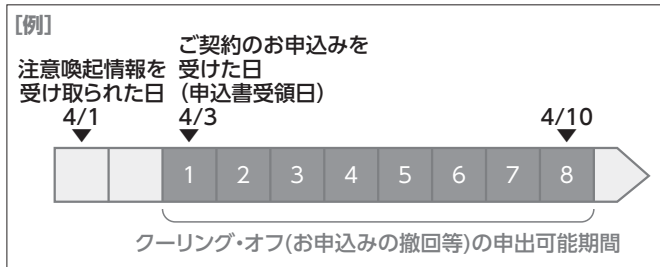
- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に「契約概要」とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由やご留意点の詳細、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。

## 1 クーリング・オフ お申込みの撤回やご契約の解除ができます。

■お申込者またはご契約者がお申込みをされた後でも、「本書面<sup>①</sup>を受け取られた日」、「三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人がご契約のお申込みを受けた日（申込書受領日）」のいずれか遅い日からその日を含めて**8日以内であれば**、書面または電磁的記録<sup>②</sup>によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。この場合、すでにお申込みいただいた保険料があるときには、三井住友海上あいおい生命はその金額をお戻しします。

注1 この書面（注意喚起情報）は、保険業法第309条第1項第1号に定める「保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面」です。

注2 電磁的記録によるお申し出の窓口として、三井住友海上あいおい生命ホームページ（<https://www.msa-life.co.jp>）にクーリング・オフ受付画面を設けております。



■お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）または電磁的記録の送信時（申出力完了日付）に効力を生じます。以下のいずれかの方法でお申し出ください。

### <書面による方法>

次の事項をご記入のうえ、郵便により三井住友海上あいおい生命までお送りください。

- ・申込者等の氏名（自署）
- ・住所、電話番号
- ・申込番号
- ・お申込みの撤回等をする旨

### <電磁的記録による方法>

三井住友海上あいおい生命ホームページのクーリング・オフ受付画面（<https://www.msa-life.co.jp/form/coolingoff/coolingoff.php>）から、必要事項をご入力ください。

■次の場合、お申込みの撤回等はできません。

- ・三井住友海上あいおい生命が指定する医師の診査が終了したとき
- ・債務履行の担保のための保険契約であるとき
- ・既契約の内容変更（保険金額の増額、特約の中途付加等）のとき
- ・法人をご契約者とする保険契約であるとき

## 2 健康状態等の告知 健康状態やご職業等についてありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）してください。

### 告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態・ご職業等についてありのままを告知していただく義務があります。
- 告知書でおたずねする過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、ご職業等について、**事実をありのままに正確にもれなく告知**してください。

### 告知受領権について

- 告知を受ける権限（告知受領権）は三井住友海上あいおい生命、および三井住友海上あいおい生命が指定した医師だけが有しています。
- 次の者に口頭でお話しされただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
  - ・社員
  - ・代理店
  - ・三井住友海上あいおい生命の指定する以外の医師 等

### お申込内容等を確認をさせていただく場合があります

■三井住友海上あいおい生命の社員または三井住友海上あいおい生命で委託した確認担当者が、お申込内容や告知内容、ご請求内容等について、次のときに確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・ご契約のお申込みの際やご契約の成立後
- ・給付金等のご請求の際
- ・保険料のお払込みの免除をご請求の際

### 傷病歴等がある場合のご契約のお引受けについて

■三井住友海上あいおい生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合、お引受けできないことや「保険料の割増」「特定部位不支払」等の特別な条件をつけてお引受けすることもあります。

### 告知の内容が事実と相違する場合について

■告知内容について、故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、三井住友海上あいおい生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を**解除することがあります**。この場合、次のとおりお取扱いたします。

- ・給付金等をお支払いする事由が発生していても、給付金等をお支払いできません。
- ・保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、保険料のお払込みを免除できません。

・お支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。ただし、給付金等のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合は、給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行います。また、責任開始日または復活日から2年を経過していても、解除の原因となる事実により給付金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合<sup>③</sup>には、ご契約または特約を**解除することがあります**。

（注）責任開始期前に原因が生じていたことにより、給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除が行われない場合を含みます。

■「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、責任開始日または復活日から2年を経過していても、不法取得目的による無効や詐欺による取消を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、すでにお払込みいただいた**保険料はお戻しできません**。

※生命保険募集人等の保険契約締結の媒介を行う者が、事実を告知することを妨げたり、事実を告知しないことまたは事実と違うことを告知することを勧めたことにより告知義務違反に該当された場合は、三井住友海上あいおい生命は告知義務違反を理由としてご契約または特約を解除することができません。

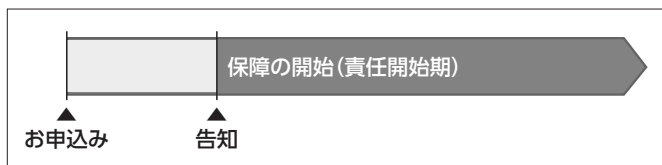
## 3 保障の開始（責任開始期） 保障は「お申込みを受けた時」、「告知の時」のいずれか遅い時から開始します。

■三井住友海上あいおい生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合、次のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。この保障を開始する時を責任開始期とし、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

- ・お申込みを受けた時
- ・告知の時

※保険料の払込方法（経路）が団体扱、準団体扱または集団扱の場合で、団体または集団と三井住友海上あいおい生命が事前に取り決めのうえ、責任開始期に関する特別取扱特約を付

加した場合は、その取り決めた日から保険契約上の保障を開始します。この責任開始期の属する日を責任開始日といいます。なお、特約によっては、ご契約後、一定期間を経過した後に保障が開始するものもありますので「**契約概要**」・「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。



- 三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約者、被保険者または死亡時返戻金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときは、ご契約をお引受けすることはできません。

#### 4 保険料のお払込み等 保険料は、期間内にお払込みください。

##### 保険料の払込猶予期間について

- 保険料をお払込みいただく期間内に保険料のお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

##### 第1回保険料のお払込みについて

- 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、その**ご契約は無効となります**。この場合、次のとおりお取扱いします。
    - ・お支払いする返戻金はありません。
    - ・無効となったご契約を元に戻すことはできません。
    - ・次のご契約については、三井住友海上あいおい生命は一定期間（無効となったご契約の契約日から2年間）お引受けいたしません。
      - 無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
      - 無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約
- (第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です)

##### 保険契約の失効・復活等について

- 第2回目以後の保険料の払込猶予期間中に保険料のお払込みがない場合には、**ご契約は失効します**。
- 万一ご契約が失効した場合でも、失効から1年以内であれば、三井住友海上あいおい生命所定のお手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

#### 5 給付金等をお支払いできない場合 給付金等をお支払いできない場合があります。

- お支払事由に該当しない場合
  - ・責任開始期（復活の場合は復活日）前の病気や不慮の事故を原因とする場合
  - ・「入院」、「手術」が約款に定める要件にあてはまらない場合 等
- 給付金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合
  - ・責任開始日（復活の場合は復活日）から3年以内の被保険者の自殺・受取人等の故意または重大な過失によるお支払事由の発生 等
- 保険契約のお申込みや復活等の際の告知内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 保険契約のお申込みや復活等の際に、給付金等を不法に取得する目的があつてご契約が無効となった場合や、詐欺の行為によりご契約が取消となった場合
- 給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または死亡時返戻金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除となった場合
- 第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となった場合
- 第2回目以後の保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

#### 6 解約と解約返戻金 解約返戻金がない、または少なくなることがあります。

- お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金等の

お支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されますと、解約返戻金があっても多くの場合、**払込保険料の合計額よりも少ない金額となります**。

- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年（月）数等によっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あつてもごくわずかです。
  - ※解約返戻金については、「**契約概要**」・「**ご契約のしおり・約款**」もあわせてご確認ください。
- ※ご契約の内容等によっては、給付金等の受取金額が、払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。

#### 7 保険会社が経営破綻した場合等 7 保険会社の業務または財産の状況の変化、または経営破綻により、給付金額等が削減されることがあります。

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 三井住友海上あいおい生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

#### 8 新たな保険契約へのお申込み 8 現在ご契約の保険契約を解約・減額等をするを前提に、新たな保険契約へのお申込みをされる場合、不利益となることがあります。

##### 一般的に不利益となる事項について

- 多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あつてもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約を元に戻せないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約についても同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合、新たな保険契約の**お引受けができないことや、その告知がされなかったためにご契約が解除・取消となることもあります**。
  - ※ご契約が解除・取消となる場合については、この書面の「**告知の内容が事実と相違する場合について**」をご覧ください。
- 新たにお申込みの保険契約の責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合、給付金等のお支払いができないことがあります。また、責任開始期前に生じていた病気やケガにより給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、**給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります**。
- 新たにお申込みの保険契約によっては、ガンに関する保障は、責任開始日からその日を含めて90日以内に給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、**給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります**。
  - ※ガンに関する保障を途切らせないためには、現在ご契約の保険契約を継続し、現在ご契約の保険契約と新たな保険契約の保険料をいずれもお払込みいただく必要があります。

##### その他ご確認いただきたい事項について

- 現在ご契約の保険契約については、一般的に各種特約等の中途付加や追加契約等の方法によっても保障内容を見直すことができます。
- 保険料計算の基礎となる予定利率、予定死亡率等は現在ご契約の保険契約と新たな保険契約とは異なることがあります。

#### 9 給付金等のご請求 9 給付金等のご請求の際はすみやかに三井住友海上あいおい生命までご連絡ください。

- ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「**ご契約のしおり・約款**」・「**三井住友海上あいおい生命ホームページ**」(<https://www.msa-life.co.jp>)に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- お客さまからのご請求に応じて、給付金等のお支払いや保険料の払込免除を行います。お支払いの可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場

合等についても、すみやかに三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。

■ご契約内容によっては、複数の保険金・年金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合は、三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。

■三井住友海上あいおい生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約いただいた後に、ご契約者の住所や電話番号等を変更された場合は、必ず三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。

■お申込みいただいたご契約に、三井住友海上あいおい生命がお引受けできるかどうかを決定（承諾）する前に給付金等のお支払事由が発生した場合でも、それまでに三井住友海上あいおい生命所定の方法により被保険者となられる方の告知を受領し、かつ、被保険者となられる方の告知・診査等から三井住友海上あいおい生命がお引受けを承諾できる場合は、給付金等をお支払いします。ただし、この書面の「**給付金等をお支払いできない場合**」に記載している約款の定めにより給付金等をお支払いできない場合（お申込み前からすでに病気やケガ等が発生していたり、告知の内容が事実と相違していたとき等）を除きます。

### 給付金等の代理請求

## 10 代理人が給付金等や保険料の払込免除を請求することができます。

■次の場合、給付金等の受取人またはご契約者に代わって代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）が給付金等や保険料の払込免除を請求することができます。

- ・被保険者と給付金等の受取人が同一で、受取人が給付金等を請求できない特別な事情があるとき
- ・被保険者とご契約者が同一で、ご契約者が保険料の払込免除を請求することができない特別な事情があるとき

■代理請求人（または指定代理請求人）に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

### お問い合わせ先

## 11 保険契約に関するご相談・ご意見等をお受けしています。

■生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先	三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンター
	TEL 0120-324-386 (無料) 受付時間 月～金 9:00～18:00 / 土 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます)

■三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

■一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

■生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

お問い合わせ先	一般社団法人 生命保険協会
	ホームページアドレス <a href="https://www.seiho.or.jp/">https://www.seiho.or.jp/</a>

## 個人情報の取扱いについて

保険契約の申込書、告知書その他の各種手続書面のご記入にあたりましては、個人情報の取扱いに関する以下の説明をご確認いただき、内容にご同意のうえ、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

- 三井住友海上あいおい生命が取得した個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。
  - ・保険契約の引受、維持・管理、継続、保険金・給付金等の支払い
  - ・三井住友海上あいおい生命の業務運営・管理、商品・サービスの開発・充実
  - ・その他保険に関連・付随する業務

また、三井住友海上あいおい生命およびMS&ADインシュアランスグループ各社は、本保険契約に関する個人情報を、本保険契約以外の保険契約の引受、履行のために利用することがあります。

●三井住友海上あいおい生命は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを、MS&ADインシュアランスグループ各社、募集代理店、医師、契約確認会社、情報処理システムの開発・運用を委託する会社など外部委託先である他の事業者等（以下「委託先」といいます。）に委託しております。

●三井住友海上あいおい生命は、生命保険事業の健全性維持や公平性確保など業務を適切に運営する必要性から、業務上必要な範囲で医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報を取得、利用するほか、医療機関・契約者等の第三者ならびに委託先に提供することがあります。

※医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

●三井住友海上あいおい生命は、引受リスクの適切な分散のための再保険契約の締結ならびに再保険会社における当該保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いその他再保険に関連・付随する業務に関する利用のために、ご契約者・被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

●三井住友海上あいおい生命は、契約内容登録制度、契約内容照会制度、支払査定時照会制度に基づいて、一般社団法人 生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社等とともに、所定の個人情報（被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等）を同協会に登録し、利用することがあります。

●三井住友海上あいおい生命およびMS&ADインシュアランスグループ各社は、商品・サービスのご案内・ご提供、および提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために、個人情報を共同して利用することがあります。

三井住友海上あいおい生命の個人情報の取扱いに関する詳細（グループ会社との間の個人情報の共同利用の内容を含みます。）、商品・サービスやMS&ADインシュアランスグループ各社の名称、商品・サービスおよび他の生命保険会社等との情報交換制度につきましては、**三井住友海上あいおい生命ホームページ** (<https://www.msa-life.co.jp>) をご覧ください。

# 「ご契約のしおり・約款」について

- 「ご契約のしおり・約款」には、ご契約にともなう大切な事項が記載されています。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。
- 「ご契約のしおり・約款」の内容は、「Web版（Web約款）」「冊子版」からご確認いただくことができます。  
ご契約時にいずれかをご選択ください。

## ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項や諸手続き等、ぜひ知っていただきたい事項について記載しています。

## 約 款

ご契約についてのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

## Web版（Web約款）

「Web約款」とは、三井住友海上あいおい生命のホームページにて閲覧・ダウンロード可能な「ご契約のしおり・約款」です。

※ご契約後にお客さまへお知らせがある場合、「ご契約のしおり・約款に関する重要なお知らせ」ページからご確認いただけます。

### 特 徴

冊子版に比べて、お客さまにとって以下のような利便性があります。

- パソコン、タブレット、スマートフォンからいつでも閲覧いただけます。
- ご覧になりたいページを拡大することができます。
- 保管の必要がなく紛失の心配がありません。
- 紙の使用量を減らすことができるので、地球環境保護に役立ちます。

## 「Web約款」の閲覧方法

### 1 QRコードまたはURLから 直接閲覧

- QRコードを読み取ってアクセス



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

- URLからアクセス

<https://www.msa-life.co.jp/yakkan/pdf/2022-0110.pdf>

### 2 三井住友海上あいおい生命 ホームページから閲覧

- 1 インターネットで三井住友海上あいおい生命のホームページにアクセス

<https://www.msa-life.co.jp>



- 2 トップページ「Web約款」をクリックし、「ご契約のしおり・約款」ページへ移動

- 3 「保険種類」または「ご契約のしおり・約款コード」から該当の「ご契約のしおり・約款」を選択

ご契約のしおり・約款コード

2022-0110

※「ご契約のしおり・約款」を閲覧・ダウンロードする際にかかる通信料はお客さまのご負担となります。

## 冊子版

冊子版をご希望の場合は、生命保険契約申込書の「ご契約のしおり・約款の受領方法」欄より選択ください。  
選択欄にご記入がない場合は、Web版（Web約款）での閲覧（受領）となります。

※保険証券が到着した時点で、「ご契約のしおり・約款」がお手元に届かない場合は、取扱代理店までご連絡ください。

※「ご契約のしおり・約款」をお申込手続前に受け取りたい場合は、取扱代理店までご連絡いただくか、Web版にて内容をご確認ください。

#### ■生命保険募集人について

三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、三井住友海上あいおい生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

三井住友海上あいおい生命の商品付帯サービス

#### 満点生活応援団／介護すこやかデスク

健康・医療相談

暮らしの相談

介護・認知症相談

三井住友海上あいおい生命の保険にご加入いただいたお客さまへ、健康・医療、暮らし、介護・認知症に関する各種サービスをお電話にてご提供します。

※三井住友海上あいおい生命の保険商品の保障の一部ではありません。三井住友海上あいおい生命が提携する会社が提供するサービスです。  
※サービスの内容等は2022年11月現在のものであり、予告なく変更・中止・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。  
※サービス内容の詳細については、三井住友海上あいおい生命ホームページをご覧ください。

#### 「家族Eye」のご案内



ご契約者さまが、その保険契約に関する緊急連絡先としてご親族さまを登録することにより、ご契約者さまとご親族さまに安心をご提供することができる任意の制度です。  
※ご契約者さまが法人の場合はご利用いただけません。  
※詳しくは、右記コードまたは、三井住友海上あいおい生命ホームページからご確認ください。



生命保険契約のご検討に際しては、必ず「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## 三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

【取扱代理店】 スバルファイナンス株式会社

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

【電話番号】 恵比寿： 03-3445-2154 三 鷹： 0422-33-7692

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)  
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます)  
<https://www.msa-life.co.jp>

群 馬： 0276-26-2623 宇都宮： 028-658-7392

2022-A-1892 (2023.3.8)

